

約款

(基本サービス・VR住宅展示場)

【約款の趣旨】

基本サービス及びVR住宅展示場サービスの提供についての、事業者と株式会社スパーク間の定型的な契約内容を定めるため、本約款を規定します。

【約款の変更】

本約款の変更が、事業者の一般の利益に適合するとき、または、本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき、株式会社スパークは、本約款を変更し、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に事業者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。

【変更の手続】

株式会社スパークは、本約款を変更するとき、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならないものとします。

第1章 共通する条項

本章の条項は、株式会社スパークが提供するどのサービスに関しても適用される。

第1条 ランディングページの提供

- 1 株式会社スパークは、本契約締結後、事業者に対し、株式会社スパークが契約するサーバー上の事業者ごと専用ランディングページ及びこれに付随する顧客との連絡フォーム等の一事業者分を、事業者に対し無償で提供する。
- 2 事業者は、第1項のランディングページ・フォームを、株式会社スパークが定める書式、ルール（特に「事業者に提供された当該ランディングページと、事業者のホームページとの相互リンク」は必須）に反しない限り、自社の広報のために本契約期間中、自由に使用することができる。
- 3 株式会社スパークは、無償で同ランディングページ・フォームを提供するため、本契約期間中といえど、株式会社スパークは事業者に対しランディングページ・フォームを継続して提供する責任、及び、同ランディングページ・フォームに入力された情報の保管義務を一切負わない。同ランディングページ・フォームは修正、改変、その他運営上の都合等により株式会社スパークの判断で適宜、全体ないし一部の変更、中断、閉鎖等を行うことができるものとする。株式会社スパークの上記判断により、事業者が損害を被った場合でも、株式会社スパークはその損害を填補する責を負わない。コンピュータ、通信回線の事故等によるサービス中断についてもその原因によらず株式会社スパークは責任を負わない。
- 4 株式会社スパークの運営するランディングページ（事業者のものも含まれるがこれに限られない。）の広報活動のために、株式会社スパークは事業者の会社情報等を基礎とした SNS アカウントを作成し、運用・管理する。同 SNS アカウント作成に必要な時、株式会社スパークは、事前に事業者から了解を得た事業者の携帯電話番号又は、株式会社スパークが取得した携帯電話番号を使用することができる。
- 5 事業者は前項の株式会社スパークによる事業者の SNS アカウントの作成と運用・管理を承諾する。この承諾は、株式会社スパークによるランディングページ運営（事業者のものも含まれるがこれに限られない。）が継続する限り撤回できない。

第2条 ランディングページの入力業務請負

- 1 事業者が希望する場合は、株式会社スパークに対しランディングページの入力代行作業を有償で依頼することができる。
- 2 第1項の入力代行業務請負にかかる個別契約は、予定期限、業務請負料、支払期日が記載された見積書を株式会社スパークが事業者に対し送付し、事業者が同内容を了解したときに成立するものとする。

- 3 個別契約成立後、事業者は、同ランディングページの入力に必要な情報を株式会社スパークに提供するものとする。
- 4 事業者は、同請負の成果に不備があるとき、株式会社スパークに対しこの修正を無償で求めることができる。
- 5 株式会社スパークは、事業者が提供した情報に誤りがあったとき、事業者の情報提供が遅延したときなど、株式会社スパークの責に帰さない事由によって生じたランディングページの不備や掲載遅延について一切の責任を負わない。
- 6 本条の個別契約は、入力内容についての保守管理を含まない。このため、株式会社スパークの責に帰すべき事由によらない情報の修正や変更については、有償にて別途事業者が株式会社スパークに依頼するか、事業者自身により修正、変更等を行う。

第3条 動画、SNS等での広報活動

- 1 株式会社スパークは、適宜、株式会社スパークの裁量により、事業者又は事業者の事業について、動画・SNS等（パンフレット作成配布その他手段についても株式会社スパークの裁量による）で広報活動を行う。
- 2 事業者は、前項の広報活動に必要な情報を適宜株式会社スパークに提供するものとする。
- 3 第1項の活動は、無償で行うものであり、本契約期間中といえど、株式会社スパークは事業者に対し広報活動を継続して提供する責任、及び同活動に関連した情報の保管義務を負わない。運営上の都合等により株式会社スパークの判断で適宜、広報活動全体ないし一部の変更、中断、終了等を行うことができるものとする。株式会社スパークの上記判断により、事業者が損害を被った場合でも、株式会社スパークはその損害を填補する責を負わない。

第4条 情報の修正・報告義務

- 1 事業者は、契約期間中、第1条のランディングページ・フォームに正確な情報を掲載する必要がある。
- 2 事業者は、株式会社スパークに提供した事業者の情報に誤りや大きな変更があった場合、速やかに株式会社スパークに対し訂正や修正の報告をしなければならない。

第5条 守秘義務

事業者は、契約締結にあたり及び契約期間中に株式会社スパークから開示された技術上、営業上、その他業務上の情報（顧客情報、株式会社スパークのビジネスモデル、報酬体系、本総合契約書の内容を含む）を機密として扱わなければならない、株式会社スパークの事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し又は第三者に提供・漏洩・開示してはならない。但し、法令や官公庁の指示・命令等により開示が要請されたときに当該

要請に応じて提供・開示する場合及びそれぞれの親会社並びに税理士、弁護士、その他法律上の守秘義務を負う専門家に対して提供・開示する必要があるときはこの限りでない。

第6条 知的財産権の利用許諾

- 1 事業者が株式会社スパークに提供（株式会社スパークの運営するランディングページその他システムにデータをアップすることを含む）した意見、問い合わせ、投稿、画像、データ、コンテンツ、電子メール、ファイル、ソフトウェアその他の情報（以下「利用者提供情報等」という）は、株式会社スパーク又は株式会社スパークが指定する者にその所有権が帰属し、かつ利用者提供情報等は、株式会社スパーク又は株式会社スパークが指定する者が、国内外において無期限、無償にて、いかなる目的にも自由に使用（複製、翻案、改変、翻訳、転載、配布、公開、公衆送信等、または譲渡、貸与、使用許諾その他一切の処分を含むがこれらに限らない）することができるものとする（但し、個人情報については株式会社スパークのプライバシーポリシーに従うものとする）。事業者は、利用者提供情報等につき、株式会社スパーク又は株式会社スパークが指定する者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- 2 株式会社スパークは、事業者からの情報の提供に際し、秘密保持義務を負わないものとし、事業者は、利用者提供情報等を株式会社スパークに提供した時点において、これに同意したものとみなされる（但し、個人情報については株式会社スパークのプライバシーポリシーに従うものとする）。
- 3 事業者は、株式会社スパークに提供する情報に、著作権者等権利者（施工事例にかかる施主や建築士などを含む）がある場合、第1項の制約を受けることについて同権利者らの了解を得ていることを誓約・保証する。万が一、株式会社スパークが権利者からの請求を受けた場合、その請求の対応に要した株式会社スパークの負担一切を事業者は株式会社スパークに対し賠償する。

第7条 個人情報の取り扱い

- 1 本契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める情報をいう。
- 2 事業者及び株式会社スパークは相手方より受領した個人情報を現に秘密として保持し、善良なる管理者の注意をもって管理・保管するものとする。
- 3 事業者及び株式会社スパークは、本件取引の遂行以外のいかなる目的のためにも個人情報を利用してはならない。
- 4 事業者及び株式会社スパークは、本件取引の遂行のために個人情報の全部又は一部を開示する場合には、事前に書面による相手方の許可を得なければならない。また、開示の範囲は必要最小限の範囲とし、かつ、当該第三者に対し監督その他必要な措置を講ずるものとする。

- 5 事業者及び株式会社スパークが、法令、官公庁又は裁判所の処分・命令等により個人情報の開示要求を受けた場合、当該開示要求に対し、必要最小限の範囲及び目的に限り、個人情報を開示することができるものとする。この場合、できる限り早い時期に相手方に対して当該開示について通知するものとする。
- 6 事業者及び株式会社スパークは、個人情報の取扱いに関する苦情・申出を第三者より受けた場合、それが事業者に起因するものであれば事業者の責任において、株式会社スパークに起因するものであれば株式会社スパークの責任において、対応を行うものとし、相手方に対して迷惑をかけてはならない。

第8条 賠償責任

- 1 事業者又は株式会社スパークは、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、直ちに相手方に通知し適切な措置を行い、被害の拡大を防止し、当該当事者に発生した損害を賠償しなければならない。
- 2 事業者又は株式会社スパークは、本契約に関して第三者に損害を与えた場合、直ちに相手方に通知し適切な措置を行い、被害の拡大を防止する措置をとる。事業者は、本契約に関し第三者の権利を侵害したとき、自己の費用をもって当該第三者との紛争を解決するものとし、株式会社スパークに何らの求償を求めることはできないし、また万が一、株式会社スパークが当該第三者からの請求を受けた場合、その請求の対応に要した株式会社スパークの負担一切を事業者は株式会社スパークに対し賠償する。

第9条 不可抗力

天変地異その他不可抗力（第三者からのサイバー攻撃を含む）により、事業者又は株式会社スパークのいずれかが本契約の債務を履行できない状態となった場合、当該当事者は、当該不履行に基づく責任を一切負わない。

第10条 契約の解除

- 1 事業者又は株式会社スパークは、一方当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対してその是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉又は相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、その他倒産手続の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払い停止もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形ないし小切手が不渡となり銀行取引停止処分を受けたとき

- (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) 監督官庁より営業許可の取消し又は営業停止処分を受けたとき
 - (8) その他前各号に類する事情が存するとき
- 2 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
 - 3 事業者が第1項の各号に該当し、契約が解除された場合、株式会社スパークが受領済みの費用・報酬は返却しないものとし、既に完了している業務に関しては、株式会社スパークは報酬の請求をすることができる。

第11条 契約期間

契約の有効期間は、締結日より1年とする。ただし、期間満了の1カ月前までに事業者株式会社スパークいずれからも相手方に対して本契約を終了させる旨の書面による通知がないときは、同一の条件にて1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第12条 中途解約

契約期間中といえども、事業者及び株式会社スパークは、1ヶ月前までに相手方に書面で通知することにより、契約を解約することができる。

第13条 反社会的勢力の排除

- 1 事業者及び株式会社スパークは、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力等」という。）ではないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力等ではないこと
 - (3) 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (5) 反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (6) この契約に関して、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 事業者及び株式会社スパークは、相手方が前各号の誓約に違反し又は違反していた場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により、契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第14条（準拠法等）

- 1 事業者と株式会社スパーク間において、本約款と異なる個別の合意を行うときは、書面による合意でなければ効力は生じない。
- 2 契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第15条 紛争解決

- 1 契約に規定なき事項または契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議決定し、解決するものとする。
- 2 万が一協議の整わざる場合は、神戸地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 条項の有効性

本章第5条ないし第8条、第13条ないし第15条は、契約終了後といえどもなお有効とする。

第2章 VR住宅展示場サービスに関する条項

株式会社スパークが運営する「VR住宅展示場」のサービス提供にあたり、事業者株式会社スパークが締結する契約内容は以下のとおりとする。

第1条 株式会社スパークが事業者に対し提供するサービスの内容と、有償・無償の区別は以下のとおりとする。

- ① VR住宅展示場に展示するモデルハウスデータの作成：有償
- ② VR住宅展示場に展示するデータの持ち込み：有償
- ③ ①、②のデータを利用したモデルハウスのVR住宅展示場での展示：無償

第2条 審査

- 1 株式会社スパークは、事業者からの契約申込を受けた後、事業者に対し必要情報の提供を求め申込に応じるか否かについての審査を行う。
- 2 事業者は、前項の情報の提供にあたり、真正かつ正確な情報を提供する。
- 3 事業者は、株式会社スパークとの契約期間中に第1項の情報（特に、代表者、社名、本店所在地など会社基本情報）に変更があった場合は株式会社スパークに対し報告する義務を負う。

第3条 「VR住宅展示場」の無償提供

- 1 株式会社スパークは、株式会社スパークの運営する「VR住宅展示場」の特定区画を、本契約期間中、事業者に対し無償で提供する。
- 2 提供する区画数、区画の大きさ、区画の場所については、株式会社スパークが運営上の都合も勘案し適宜定めるものとする。
- 3 株式会社スパークは、無償で「VR住宅展示場」を提供するため、本契約期間中とはいえ、株式会社スパークは事業者に対し「VR住宅展示場」を継続して提供する責任、及び同展示に関連した情報の保管義務を負わない。「VR住宅展示場」は修正、改変、その他運営上の都合等により株式会社スパークの判断で適宜、全体ないし一部の変更、中断、閉鎖等を行うことができるものとする。株式会社スパークの上記判断により、事業者が損害を被った場合（予定よりも展示期間が短くなった場合も含む）でも、株式会社スパークはその損害を填補する責を負わない。コンピュータ、通信回線の事故等によるサービス中断についてもその原因によらず株式会社スパークは責任を負わない。

第4条 VR住宅展示場のモデルハウスデータの作成業務請負

- 1 事業者は、株式会社スパークに対しモデルハウスデータの作成作業を有償で依頼することができる。

- 2 第1項のデータ作成業務請負にかかる個別契約は、予定期限、業務請負料、支払期日が記載された見積書を株式会社スパークが事業者に対し送付し、事業者が同内容を了解したときに成立するものとする。
- 3 個別契約成立後、事業者は同データ作成業務に必要な情報を株式会社スパークに提供するものとする。
- 4 株式会社スパークは、事業者から提供された情報を基に、株式会社スパークの「VR住宅展示場」での展示に適切な建物とするため、適宜、展示物件のデザイン、外観、内部動産等を修正、変更することができる。
- 5 事業者は、同請負の成果に不備があるとき、株式会社スパークに対しこの修正を無償で求めることができる。但し、第4項によるデザイン等の変更は不備にあたらぬ。
- 6 株式会社スパークは、事業者が提供した情報に誤りがあったとき、事業者の情報提供が遅延したときなど、株式会社スパークの責に帰さない事由によって生じたデータ作成業務の不備や作成遅延について一切の責任を負わない。
- 7 本条の個別契約は、データ内容についての保守管理を含まない。このため、株式会社スパークの責に帰すべき事由によらない情報の修正や変更については、事業者はその判断により株式会社スパークに対し有償にて別途依頼する必要がある。

第5条 作成されたVR住宅展示場のモデルハウスデータの著作権と利用許諾

- 1 前条で作成されたモデルハウスデータの著作権、著作者人格権等の一切の知的財産権は、株式会社スパークが保有するものとする。
- 2 株式会社スパークは、事業者が事業者の広報のために第1項のデータを自社ホームページで紹介することをあらかじめ許諾する。その他の用途に事業者がデータを使用するときは、都度、株式会社スパークの承諾を必要とする。

第6条 VR住宅展示場のモデルハウスデータの持ち込み

- 1 事業者は、第4条の規定によらず、既に作成したモデルハウスデータを「VR住宅展示場」の展示に供することができる。
- 2 第1項の場合、事業者は株式会社スパークに対し、別途「データ持込料」を支払うものとする。その支払期日、料金については株式会社スパークが別途見積書を提示する。
- 3 株式会社スパークは、持ち込まれたデータが「VR住宅展示場」の規格にそぐわない等、運営上の都合があるとき、理由を付して又は付さずに、第1項のデータ持込を拒絶することができる。
- 4 株式会社スパークは、持ち込まれたデータの規格適合性を含むあらゆる不備について一切の責任を負わない。

第7条 VR住宅展示場の利用における誓約事項・禁止事項

事業者は、V R住宅展示場利用規則を確認し、これを遵守することを誓約したうえで、「V R住宅展示場」を利用する。利用規則違反は当然に本契約の債務不履行となり、これにより株式会社スパークに損害が生じた場合は、事業者は株式会社スパークに対しその賠償の責を負う。